

久留米市中学校英語教育充実事業
「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」業務公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、久留米市中学校英語教育充実事業「中学生イングリッシュ・キャンプ」に係る委託事業者の選定において、当該施策の重要性に鑑み、事業者の技術能力、意欲等を勘案し、より質の高い体制を確保するためプロポーザル方式による事業者選定を実施することについて、必要な事項を定めるものである。なお、事業に関する詳細は、久留米市中学校英語教育充実事業「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 業務概要

(1) 業務名

久留米市中学校英語教育充実事業「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」業務

(2) 業務内容

「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」に関する活動計画の作成、教材や活動内容の作成、「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」の実施・運営等

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年8月31日まで

ただし、「平成30年度中学生イングリッシュ・キャンプ」の実施は、平成30年8月20日(月)から平成30年8月22日(水)とする。

(4) 業務場所

久留米市立久留米商業高等学校

3 予算額

見積額の上限は1,780,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

実施内容	実施期間または期日
①実施の公示	平成30年5月21日(月)
②質問受付期間	平成30年5月22日(火)～平成29年5月23日(水)
③質問回答期限	平成30年5月24日(木)
④参加申込書等の提出期限	平成30年5月28日(月)
⑤資格審査結果の通知	平成30年6月1日(金)
⑥提案書等の提出期限	平成30年6月15日(金)
⑦プレゼンテーション	平成30年6月26日(火)
⑧審査結果の通知	平成30年6月28日(木)【予定】
⑨契約の締結	平成30年6月29日(金)【予定】

6 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 福岡県内に本店、支店又は営業所（グループ会社を含む。）等を有する事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有しないこと。
- (7) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- (8) 平成27年度から平成29年度の間、宿泊を伴う児童生徒の英語のコミュニケーション能力の育成を目的とした契約の実績があること

7 説明会

実施しない

8 質疑・応答

(1) 質問方法

質問がある場合は所定の質問書（様式6）を電子メールに添付して、「17 問い合わせ先」に記載するアドレス宛てに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

平成30年5月23日（水）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

平成30年5月24日（木）までに質問書（様式6）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて久留米市の公式ホームページ（トップ>組織からさがす>教育部学校教育課>教育部学校教育課からのお知らせ）において、質問事項及び回答内容を公表するものとする。

9 参加申込の手続き

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書 12部（「10 企画提案書作成方法」を参照）（表紙様式2）
- ウ 価格提案書 1部（様式3）
- エ 登記事項全部証明書 1部

オ 納税（滞納なし）証明書（国税、都道府県税及び市区町村税） 1部

カ 役員等調書及び照会承諾書（様式4）

キ 委任状 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式5）

※本市の名簿登録者又は平成29年度の本事業のプロポーザル参加者の場合、上記エ、オ、カ、キは不要。

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分		税区分		法人
			税目	
市内	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険	—

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外・法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

① 参加申込書（(1)のア、エ、オ、カ、キ）

平成30年5月22日（火）から平成30年5月28日（月）（土日祝日を除く。郵便の場合は、消印有効。）までの8時30分から17時15分まで

② 提案書等（(1)のイ、ウ）※①のうち参加資格を有する者のみ

平成30年6月1日（金）から平成30年6月15日（金）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17 問い合わせ先」に記載する窓口

10 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「平成30年度久留米市中学生イングリッシュ・キャンプ業務企画提案書」と記載

イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 提出部数 12部（正1部、副11部）。副11部は会社名を除く。

上記の他、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。

オ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

ア 企画提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載は行わないこと。

○提案書の構成及び配点

	構成	ポイント	配点
1	業務推進体制	本市の状況や業務の目的・内容・実施条件等を踏まえた業務の実施方針、組織体制、手順、応急対応等を記載のこと	20点
2	英語教育に対する見識	国・県の小学校及び中学校の外国語教育の動向、本市の教育施策について記載のこと	20点
3	提案内容	キャンプの具体的な日程、活動内容や支援及び意図等について具体的に記載のこと	25点
4	業務に対する意欲	業務に対する熱意、積極性	5点
5	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。	10点
6	価格提案	{1 - (見積価格 - 提案価格のうち最低価格) ÷ 予算額} × 配点	20点

1.1 審査

(1) 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することがある。

(2) 評価項目及び配点

上の「提案書の構成及び配点」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

平成30年6月26日（火）【予定】

① 実施場所

企画提案書等を提出した者に対して別途通知する。

② 提案時間

20分

③ 質疑応答

5分

④ 参加人数

2人以内

⑤ 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載

は行わないこと。

1.2 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.3 審査結果

(1) 資格審査結果

① 通知方法

参加申込書等を提出した全ての者に文書にて通知する。

② 通知時期

平成30年6月1日（金）

(2) 最終審査結果

① 通知方法

プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。

② 通知時期

平成30年6月28日（木）【予定】

1.4 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

カ 価格提案書の金額が「3 予算額」を超過した場合

1.5 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競走上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.6 その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）

により、「17 問い合わせ先」に提出することとする。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出された全ての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案に係る書類作成及び提出費用等、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、本誌と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市教育部学校教育課（担当 下川）

電話 0942-30-9216 FAX 0942-30-9719

電子メールアドレス gakkyo@city.kurume.fukuoka.jp